

地方交付税法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）	1
二	地方交付税法（第二条関係）	64
三	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第三条関係）	68
四	特別会計に関する法律（第四条関係）	74
五	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（第五条関係）	76
六	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）（第六条関係）	83
七	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第七条関係）	84
八	経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）（附則第八条関係）	86
九	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）（附則第九条関係）	88
十	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（附則第十条関係）	89

地方交付税法等の一部を改正する法律新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案		現行	
<p>（測定単位及び単位費用） 第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>			
道府県	経費の種類	道府県	経費の種類
一〇七略	八 補正予算債償還費	一〇七略	八 補正予算債償還費
<p>昭和五十八年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十五年までの</p>		<p>昭和五十七年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十四年度までの</p>	

<p>市町村</p>	<p>災害緊急防災 施策等償還費</p>
<p>一〇 略</p>	<p>の各年度において東日本大震災全国緊急 防災施策等に要する費用に充てるため発 行について同意又は許可を得た地方債の 額</p>
<p>九 補正予算償還 費</p>	<p>昭和五十八年度から平成十年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行を許可された 地方債に係る元利償還金</p>
<p>八 地方税減収補 填償還費</p>	<p>平成十一年度から平成十四年度まで及び 平成十六年度から平成二十五年までの 各年度において国の補正予算等に係る事 業費の財源に充てるため発行について同 意又は許可を得た地方債の額</p>
<p>七 地域財政特 例対策償還費</p>	<p>地方税の減収補填のため平成五年度から 平成二十五年までの各年度において特 別に発行について同意又は許可を得た地 方債の額</p>
<p>六 臨時財政特 例償還費</p>	<p>地域財政特例対策のため 平成五年度において特別に発行を許可さ れた地方債の額</p>
<p>五 略</p>	<p>臨時財政特例対策のため平成五年度から 平成十二年度までの各年度において特別</p>
<p>市町村</p>	<p>災害緊急防災 施策等償還費</p>
<p>一〇 略</p>	<p>において東日本大震災全国緊急 防災施策に 要する費用に充てるため発 行について同意又は許可を得た地方債の 額</p>
<p>九 補正予算償還 費</p>	<p>昭和五十七年度から平成十年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行を許可された 地方債に係る元利償還金</p>
<p>八 地方税減収補 填償還費</p>	<p>平成十一年度から平成十四年度まで及び 平成十六年度から平成二十四年度までの 各年度において国の補正予算等に係る事 業費の財源に充てるため発行について同 意又は許可を得た地方債の額</p>
<p>七 地域財政特 例対策償還費</p>	<p>地方税の減収補填のため平成四年度から 平成二十四年度までの各年度において特 別に発行について同意又は許可を得た地 方債の額</p>
<p>六 臨時財政特 例償還費</p>	<p>地域財政特例対策のため平成四年度及び 平成五年度において特別に発行を許可さ れた地方債の額</p>
<p>五 略</p>	<p>臨時財政特例対策のため平成四年度から 平成十二年度までの各年度において特別</p>

九略	一～三十	種類 測定単位の	測定単位の数値の算定の基礎	表示 単位	<p>2 略</p> <p>3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。</p>	<p>十三 財源対策債 償還費</p>	<p>に発行を許可された地方債の額</p> <p>平成六年度から平成二十五年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
						<p>十四及び十五 略</p> <p>十六 臨時財政対策債償還費</p> <p>十七 東日本大震災 災全国緊急防災 施策等債償還費</p>	<p>臨時財政対策のため平成十三年から平成二十五年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>平成二十三年から平成二十五年までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>

九略	一～三十	種類 測定単位の	測定単位の数値の算定の基礎	表示 単位	<p>2 略</p> <p>3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。</p>	<p>十三 財源対策債 償還費</p>	<p>に発行を許可された地方債の額</p> <p>平成六年度から平成二十四年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
						<p>十四及び十五 略</p> <p>十六 臨時財政対策債償還費</p> <p>十七 東日本大震災 災全国緊急防災 施策等債償還費</p>	<p>臨時財政対策のため平成十三年から平成二十四年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>平成二十三年及び平成二十四年において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>

四十 災害

復旧事業
費の財源
に充てる
ため発行
について
同意又は
許可を得
た地方債
に係る元
利償還金

(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年年度から平成二十五年年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年年度から平成二十五年年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。）

千円

四十 災害

復旧事業
費の財源
に充てる
ため発行
について
同意又は
許可を得
た地方債
に係る元
利償還金

(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度及び平成二十四年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年年度から平成二十四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年年度から平成二十四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（(6)に掲げるものを除く。）

千円

定するものを除く。)の当該年度における元
利償還金

(3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う
緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事
業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う
災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事
業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金
に充てるため起こした地方債で総務大臣の指
定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地
帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七
年法律第九十六号)第三条第一項の事業計画
に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計
画に基づく事業に係る負担金に充てるため起
こした地方債で総務大臣の指定するものの当
該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉦
害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号
)の規定に基づく鉦害復旧事業に係る経費又
は地方公共団体以外の者が施行する鉦害復旧
事業につき同法第五十三条の規定により負担
し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規
定により支弁するために要する経費若しくは

定するものを除く。)の当該年度における元
利償還金

(3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う
緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事
業若しくは河川事業に係る経費又は国の行う
災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事
業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金
に充てるため起こした地方債で総務大臣の指
定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地
帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七
年法律第九十六号)第三条第一項の事業計画
に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計
画に基づく事業に係る負担金に充てるため起
こした地方債で総務大臣の指定するものの当
該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉦
害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号
)の規定に基づく鉦害復旧事業に係る経費又
は地方公共団体以外の者が施行する鉦害復旧
事業につき同法第五十三条の規定により負担
し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規
定により支弁するために要する経費若しくは

に係る元 利償還金	四十三平	成十一年	度から平	成十四年	度まで及	び平成十	六年度か	ら平成二	十五年度	までの各	年度にお	いて国の	補正予算	等に係る	事業費の	財源に充	てるため	発行につ	いて同意	又は許可	を得た地	
	千円	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものの額																				

に係る元 利償還金	四十三平	成十一年	度から平	成十四年	度まで及	び平成十	六年度か	ら平成二	十四年度	までの各	年度にお	いて国の	補正予算	等に係る	事業費の	財源に充	てるため	発行につ	いて同意	又は許可	を得た地	
	千円	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十四年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものの額																				

方債の額	四十四 地	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税の減収補填のため、平成五年度から平成十四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及び平成十五年度から平成二十五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補填のため平成五年度から平成二十五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額	千円
域財政特 例対策の ため	四十五 地	行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）第十四条又は第十五条の規定による国の特例負担額若しくは特例補助額の減額又は地	千円

方債の額	四十四 地	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税の減収補填のため、平成四年度から平成十四年度から平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補填のため平成四年度から平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額	千円
域財政特 例対策の ため平成 四年度及	四十五 地	行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）第十四条又は第十五条の規定による国の特例負担額若しくは特例補助額の減額又は地	千円

額	<p>平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>方債の利子補給額の減額その他行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としてされた土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の規定等に基づく特定地域に係る国の負担額又は補助額の減額に伴い、これらの減額による地方負担の増大に対処するため平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>平</p>	千円
四十七平	<p>四十六臨時財政特例対策のため平成五年度から平成十二年までの各年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）（平成元年法律第二十二号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）（平成三年法律第十五号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため平成五年度から平成十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業</p>	千円

額	<p>平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>方債の利子補給額の減額その他行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としてされた土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の規定等に基づく特定地域に係る国の負担額又は補助額の減額に伴い、これらの減額による地方負担の増大に対処するため平成四年度及び平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>平</p>	千円
四十七平	<p>四十六臨時財政特例対策のため平成四年度から平成十二年までの各年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）（平成元年法律第二十二号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）（平成三年法律第十五号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため平成四年度から平成十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業</p>	千円

<p>成六年度から平成二十五年</p> <p>度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>四十八 個人</p> <p>の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から</p>	<p>業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成六年度から平成二十五年</p> <p>成二十五年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額</p> <p>(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成六</p> <p>年法律第百十一号。以下この号において「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成六年度及び平成七年度の減収額</p> <p>(2) 所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）第十二条の規定による改正</p>
--	---

<p>成六年度から平成二十四</p> <p>年</p> <p>度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>四十八 個人</p> <p>の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から</p>	<p>業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成六年度から平成二十四</p> <p>成二十四年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額</p> <p>(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成六</p> <p>年法律第百十一号。以下この号において「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成六年度及び平成七年度の減収額</p> <p>(2) 所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）第十二条の規定による改正</p>
--	--

平成八年 度まで及 び平成十 年度から 平成十八 年度まで の各年度 の減収を 補填する ため当該 各年度に おいて特 別に起こ すことが できるこ ととされ た地方債 の額	<p>(3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成六年度から平成八年度までの各年度の減収額</p> <p>(4) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収額</p> <p>(5) 地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十年度及び平成十一年度の減収額</p> <p>(6) 地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）による改正前の地方税法附</p>
--	--

平成八年 度まで及 び平成十 年度から 平成十八 年度まで の各年度 の減収を 補填する ため当該 各年度に おいて特 別に起こ すことが できるこ ととされ た地方債 の額	<p>(3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成六年度から平成八年度までの各年度の減収額</p> <p>(4) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収額</p> <p>(5) 地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十年度及び平成十一年度の減収額</p> <p>(6) 地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十号）による改正前の地方税法附</p>
--	--

四十九 略	
五十 臨時 財政対策 のため平 成十三年 度から平 成二十五 年度まで の各年度	<p>(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による</p>
	千円

四十九 略	
五十 臨時 財政対策 のため平 成十三年 度から平 成二十四 年度まで の各年度	<p>(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による</p>
	千円

<p>において 特別に起 こすこと ができる こととさ れた地方 債の額</p>	<p>改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一 項の規定により平成十五年度において起こす ことができることとされた地方債の額</p> <p>(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平 成十九年法律第二十四号）第三条の規定によ る改正前の地方財政法第三十三条の五の二第 一項の規定により平成十六年度から平成十八 年度までの各年度において起こすことができ ることとされた地方債の額</p> <p>(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平 成二十二年法律第五号）第三条の規定による 改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一 項の規定により平成十九年度から平成二十一 年度までの各年度において起こすことができ ることとされた地方債の額</p> <p>(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平 成二十三年法律第五号）第三条の規定による 改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一 項の規定により平成二十二年度において起こ すことができることとされた地方債の額</p> <p>(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平 成二十六年法律第 号）第五条の規定に よる改正前の地方財政法第三十三条の五の二</p>

<p>において 特別に起 こすこと ができる こととさ れた地方 債の額</p>	<p>改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一 項の規定により平成十五年度において起こす ことができることとされた地方債の額</p> <p>(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平 成十九年法律第二十四号）第三条の規定によ る改正前の地方財政法第三十三条の五の二第 一項の規定により平成十六年度から平成十八 年度までの各年度において起こすことができ ることとされた地方債の額</p> <p>(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平 成二十二年法律第五号）第三条の規定による 改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一 項の規定により平成十九年度から平成二十一 年度までの各年度において起こすことができ ることとされた地方債の額</p> <p>(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平 成二十三年法律第五号）第三条の規定による 改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一 項の規定により平成二十二年度において起こ すことができることとされた地方債の額</p> <p>(6) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規 定により平成二十三年度及び平成二十四年度</p>

<p>方債の額</p>	<p>五十一 平成二十三年から平成二十五年までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p>
<p>を得た地</p>	<p>(1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年から平成二十七年までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び被災のための施策に要する費用に充てるため平成二十三年度から平成二十五年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額</p>
<p>を</p>	<p>千円</p>

<p>額</p>	<p>五十一 平成二十三年及び平成二十四年度において東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年から平成二十七年までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災のための施策に要する費用に充てるため平成二十三年度及び平成二十四年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額</p>
<p>地方債の</p>	<p>において起こすこと</p>
<p>地方債の</p>	<p>千円</p>

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2～4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
八	一～七 略	八 補正予算償還費	昭和五十八年度から平成十年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正
			平成十一年度から平成十四年度	種別補正

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2～4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
八	一～七 略	八 補正予算償還費	昭和五十七年度から平成十年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正
			平成十一年度から平成十四年度	種別補正

<p>十 地域財政特例 対策償還費</p>	<p>九 地方税減収補 填償償還費</p>
<p>地域財政特例 策のため</p>	<p>地方税の減収補 填のため平成五 年度から平成二 十五年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額</p>
<p>平成五</p>	<p>まで及び平成十 六年度から平成 二十五年度まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額</p>
<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>

<p>十 地域財政特例 対策償還費</p>	<p>九 地方税減収補 填償償還費</p>
<p>地域財政特例 策のため平成四 年度及び平成五</p>	<p>地方税の減収補 填のため平成四 年度から平成二 十四年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額</p>
<p>平成五</p>	<p>まで及び平成十 六年度から平成 二十四年度まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額</p>
<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>

市町村			
八 補正予算債償 還費	一〇七略	策債償還費	ため平成十三年 度から平成二十 五年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額
昭和五十八年度 から平成十年 度までの各年度に	昭 和 五 十 八 年 度 の 各 年 度 に	種別補正	種別補正

市町村			
八 補正予算債償 還費	一〇七略	策債償還費	ため平成十三年 度から平成二十 四年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額
昭和五十七年度 から平成十年 度までの各年度に	昭 和 五 十 七 年 度 の 各 年 度 に	種別補正	種別補正

九 地方税減収補 填債償還費	額	において国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	種別補正
	地方税の減収補 填のため平成二 年度から平成二	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十五年まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正

九 地方税減収補 填債償還費	額	において国の補正 予算等に係る事 業費の財源に充 てるため発行を 許可された地方 債に係る元利償 還金	種別補正
	地方税の減収補 填のため平成四 年度から平成二	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十四年度まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正

償還費	十二 財源対策債	平成六年度から平成二十五年度	種別補正	例債償還費	十一 臨時財政特	平成五年度から平成十年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正	対策債償還費	十 地域財政特例	平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正	十五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
-----	----------	----------------	------	-------	----------	--	------	--------	----------	---------------------------	------	---------------------------------------

償還費	十二 財源対策債	平成六年度から平成二十四年度	種別補正	例債償還費	十一 臨時財政特	平成四年度から平成十年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正	対策債償還費	十 地域財政特例	平成四年度及び平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正	十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
-----	----------	----------------	------	-------	----------	--	------	--------	----------	----------------------------------	------	---------------------------------------

までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	十三及び十四 略 十五 臨時財政対 策債償還費	臨時財政対策の ため平成十三 年から平成二十 五年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額	十六 東日本大震 災全国緊急防災 施策等債償還費	平成二十三年度 から平成二十五 年度までの各年 度において東日 本大震災全国緊 急防災施策等に	種別補正	種別補正
---	----------------------------------	--	--------------------------------	--	------	------

までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	十三及び十四 略 十五 臨時財政対 策債償還費	臨時財政対策の ため平成十三 年から平成二十 四年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額	十六 東日本大震 災全国緊急防災 施策債償還費	平成二十三年度 及び平成二十四 年度 において東日 本大震災全国緊 急防災施策に	種別補正	種別補正
---	----------------------------------	--	-------------------------------	---	------	------

四 旧法附則第四条の二第二項の規定において平成二十七年分の交付税の総額及び平成二十八年度分の交付税の総額に加算することとされた額のうち千五百三十六億円

五 平成二十六年分における交付税の総額を確保するため前各号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 二兆六千四百三十八億三千七百七十五万円

六 平成二十六年分における借入金に相当する額 三十三兆千七百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十五年分における借入金に相当する額 三十三兆三千七百七十二億九千五百四十万八千円

八 平成二十六年分における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千七百二十九億円

九 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十六年分分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万円

（削除）

2 平成二十六年分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十五年分分の交付税の総額に加算することとされていた額 五千五百八十一億円

四 平成二十五年分における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 三兆六千四百三十五億三千七百七十五万円

五 平成二十五年分における借入金に相当する額 三十三兆三千七百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成二十四分分における借入金に相当する額 三十三兆四千七百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十五年分における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千七百四十六億円

八 旧法附則第四条の二第五項の規定において平成二十五年分分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万円

九 平成二十三年分総額特例法第一条に規定する平成二十三年分震災復興特別交付税のうち、平成二十三年分総額特例法第四条の規定により平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に加算され、更に旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十五年分として交付すべき交付税の総額に加算された額 八百五十五億四千五十一万九千円

2 平成二十五年分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の

規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第三項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた二千三百十七億八千七百四十万円を減額する。

(平成二十七年分)から平成六十二年分までの各年度分の交付税の総額の特例等)

第四条の二 平成二十七年分から平成六十二年分までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

- 一 第六条第二項の規定により算定した額
- 二 当該各年度における借入金に相当する額
- 三 当該各年度の前年度における借入金に相当する額
- 四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成二十七年分から平成四十一年分までの各年度分の交付税の総額は、前項の額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十七年分	三千九百二十六億円
平成二十八年分	三千四百三十六億円

規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第四項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた二千九百七十七億八千七百四十万円を減額する。

(平成二十六年分)から平成六十二年分までの各年度分の交付税の総額の特例等)

第四条の二 平成二十六年分から平成六十二年分までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

- 一 第六条第二項の規定により算定した額
- 二 当該各年度における借入金に相当する額
- 三 当該各年度の前年度における借入金に相当する額
- 四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成二十六年分から平成四十年分までの各年度分の交付税の総額は、前項の額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十六年分	五千百十二億円
平成二十七年分	四千六百九十四億円
平成二十八年分	四千二百四十四億円

平成二十九年年度	三千八百七億円
平成三十年年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年年度	二千五百三十三億円
平成三十三年年度	二千九十億円
平成三十四年度	千六百五十三億円
平成三十五年度	千二百十四億円
平成三十六年度	八百三十一億円
平成三十七年度	五百二十一億円
平成三十八年度	二百八十億円
平成三十九年度	百二十八億円
平成四十年年度	三十五億円
平成四十一年度	八億円

3 平成二十七年年度分

総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成十九年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち九百九十八億八千七百四十万円及び平成二十年年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち六百六十億六千六百九十八万八千円

、平成二十七年年度分

の交付税の総額から千六百五十八億九千四百九十八万八千円を減額する。

平成二十九年年度	三千八百七億円
平成三十年年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年年度	二千五百二十九億円
平成三十三年年度	二千八十六億円
平成三十四年度	千六百四十八億円
平成三十五年度	千二百九億円
平成三十六年度	八百二十五億円
平成三十七年度	五百十五億円
平成三十八年度	二百七十三億円
平成三十九年度	百二十一億円
平成四十年年度	二十六億円

3 平成二十六年年度及び平成二十七年年度の各年度分

として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成十九年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち千九百九十七億七千四百八十万円及び平成二十年年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち千九百七十九億六百六十九万八千円について、平成二十六年年度に当該年度分の交付税の総額から二千三百十七億八千七百四十万円を、平成二十七年年度に当該年度分の交付税の総額から千六百五十八億九千四百九十八万八千円をそれぞれ減額する。

の交付税の総額から千六百五十八億九千四百九十八万八千円を減額する。

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十七年から平成四十二年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成二十七年にあつては第二項の規定による額から八百二十七億三千六百五十万円を、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億千九百万円を、平成三十九年度から平成四十一年度までの各年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成四十二年度にあつては第一項の額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

5 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

（平成二十七年及び平成二十八年度における臨時財政対策のための特例加算）

第四条の三 平成二十七年及び平成二十八年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図る必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十六年から平成四十二年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成二十六年及び平成二十七年にあつては第二項の規定による額から八百二十七億三千六百五十万円を、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億千九百万円を、平成三十九年度及び平成四十年 度 にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成四十一年度及び平成四十二年度にあつては第一項の額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

5 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五

の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で当該各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第五十号(1)から(6)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

第五条 略

（地域の元気創造成業費の基準財政需要額への算入）

第五条の二 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
			円

（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）
第五条 略

道府県	地域の元気 創造事業費	人口	一人につき 八六〇
市町村	地域の元気 創造事業費	人口	一人につき 一六、二七〇 円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

（特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入）

第六条

平成二十六年に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
災害復興等	一般社団法人及び一般財団法人に	千円につき 九五〇 円

（特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入）

第六条

平成二十五年及び平成二十六年に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
災害復興等	一般社団法人及び一般財団法人に	千円につき 九五〇 円

2 略

(地域経済・雇用対策費の基準財政需要額への算入)

第六条の二

平成二十六年に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
			円

地方債利子支払費	のたための地
支払額	<p>関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債に係る利子</p>

2 略

(地域経済・雇用対策費の基準財政需要額への算入)

第六条の二

平成二十五年及び平成二十六年に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
			円

地方債利子支払費	のたための地
支払額	<p>関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債に係る利子</p>

道府県	地域経済・ 雇用対策費	人口	一人につき	一、三三〇
市町村	地域経済・ 雇用対策費	人口	一人につき	一、七〇〇 円

2 略

(平成二十六年年度から平成二十八年度までの各年度分の交付税に係る基準
財政需要額の算定方法の特例)

第六条の三 平成二十六年年度から平成二十八年度までの各年度分の交付税に
限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十六年年度にあつては
第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げ
る額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、平成二十
七年度及び平成二十八年度にあつては同条の規定によつて算定した額から
法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

- 一 三兆四千百一億千七百二十九万八千円 に当該道府県の控除前
財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財
政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、
零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前
財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 二兆千八百五十億五千九十五万二千円 に当該市町村の控除前財
源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗
じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる

道府県	地域経済・ 雇用対策費	人口	一人につき	一、六三〇
市町村	地域経済・ 雇用対策費	人口	一人につき	一、三四〇 円

2 略

(平成二十五年度分
財政需要額の算定方法の特例) の交付税に係る基準

第六条の三 平成二十五年度分の地方交付税
限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、
第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げ
る額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とする

- 一 三兆八千四百六十九億五千五百二十七万八千円に当該道府県の控除前
財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財
政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、
零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前
財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 二兆三千六百六十二億二千二百九十七万二千円に当該市町村の控除前財
源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗
じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる

数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成二十五年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十四年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十一年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

（削除）

数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成二十四年度における基準財政収入額を旧法

附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十一年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）による改正前の地方交付税法附則

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

(削除)

(地方消費税及び地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の三 当分の間、各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項に規定する合計額の見込額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額を除して得た数値

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

(全国緊急防災施策に係る地方債の元利償還に要する経費の基準財政需要額への算入)

第六条の四 地方団体が平成二十五年において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるために平成二十五年に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、平成二十六年以降において、この法律の定めるところにより、当該地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

2 当分の間、各市町村に対して交付すべき普通交付税の算定に用いる第十

四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

(平成二十六年年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の四 平成二十六年年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付す

べき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからリまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下

この条において「平成二十三年法律第三十号」という。)、地方税法

の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百十号。以下この条に

おいて「平成二十三年法律第二百十号」という。)、地方税法及び国

有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」

という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三

号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。)

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。)、所得税法等の一部を改正

する法律(平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十

2 当分の間、各市町村に対して交付すべき普通交付税の算定に用いる第十

四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

(平成二十五年年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の三 平成二十五年年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付す

べき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからリまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下

この条において「平成二十三年法律第三十号」という。)

の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号。以下この条に

おいて「平成二十四年法律第十七号」という。)、地方税法及び国

有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」

という。)及び

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。)

する法律(平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十

五年所得税法等改正法」という。)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。)の施行による個人の道府県民税に係る平成二十六年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。)、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。)、及び平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正

法の

施行による法人の道府県民税に係る平成二十六年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成二十六年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る平成二十六年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

の施行による個人の道府県民税に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。)、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。)、及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。)の

施行による法人の道府県民税に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）

、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）の施行による不動産取得税に係る平成二十六年の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十六年の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十六年の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十六年の東日本大震災に係る減収見込額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）

、平成二十四年地方税法等改正法及び地方税法の一部分を改正する法律（平成二十五年法律第三十号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）の施行による不動産取得税に係る平成二十五年の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法 の施行による自動車取得税に係る平成二十五年の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法 の施行による自動車税に係る平成二十五年の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十五年の東日本大震災に係る減収見込額

として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による地方人特別譲与税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法の施行による地方人特別譲与税に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十四年地方税法等改正法及び震災特例法改正法、平成二十五年地方税法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十五年地方税法改正法の施行による固定資産税に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十六年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十六年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団体に對して交付すべき平成二十六年年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず又は適當でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(平成二十六年年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 平成二十六年年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成二十六年年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条の規定により平成二十六年年度分として交付すべき交

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法
の施行に

による軽自動車税に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法
の施行に

による自動車取得税交付金に係る平成二十五年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団体に對して交付すべき平成二十五年年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず又は適當でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(平成二十五年年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 平成二十五年年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成二十五年年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条の規定により平成二十五年年度分として交付すべき交

付税の総額に加算された平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部及び
附則第四条第一項 に規定する震災

復興特別交付税に充てるための五千七百二十三億三千二百一十五万五千円
の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を控除し
た額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十六年度分として交付すべ
き特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還
金等の額及び平成二十六年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額
の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十六年度震災復興特別
交付税額の合算額を加算した額とする。

(平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十七年度における
交付等)

第十二条 平成二十六年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十
六年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事
業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内
の額を、平成二十六年度内に交付しないで、第六条第二項の当該年度の前
年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十
七年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる
。

2 前項の規定により平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部を平成二
十七年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分
として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十六年度
震災復興特別交付税額の一部の加算がなかったものとした場合における平
成二十七年度分の交付税の総額から返還金等の額(第二十條の三第二項の

付税の総額に加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部から
附則第四条第一項第九号に掲げる額を控除した額及び同項に規定する震災
復興特別交付税に充てるための六千六百二十七億二千九百五十七万七千円
の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を控除し
た額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十五年度分として交付すべ
き特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還
金等の額及び平成二十五年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額
の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十五年度震災復興特別
交付税額の合算額を加算した額とする。

(平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十六年度における
交付等)

第十二条 平成二十五年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十
五年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事
業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内
の額を、平成二十五年度内に交付しないで、第六条第二項の当該年度の前
年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十
六年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる
。

2 前項の規定により平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部を平成二
十六年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分
として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十五年度
震災復興特別交付税額の一部の加算がなかったものとした場合における平
成二十六年度分の交付税の総額から返還金等の額(第二十條の三第二項の

規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。)を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十七年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例)

第十三条 平成二十六年度及び平成二十七年度において、各地方団体に交付すべき平成二十三年度総額特例法第一条に規定する震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額(東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成二十三年法律第四十一号)第一条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。)を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「平成二十六年度にあつては同年度の特別交付税の

規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。)を控除した額の百分の九十五に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十六年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の五に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例)

第十三条 平成二十五年度及び平成二十六年度において、各地方団体に交付すべき平成二十三年度総額特例法第一条に規定する震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額(東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成二十三年法律第四十一号)第一条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。)を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「平成二十五年度にあつては同年度の特別交付税の

総額から附則第十一条に規定する平成二十六年震災復興特別交付税額を、平成二十七年に於ては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された平成二十六年震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(平成二十六年及び平成二十七年における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

第十四条 平成二十六年及び平成二十七年における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十六年に於ては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十六年震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)

第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十五年震災復興特別交付税額のうち平成二十五年に於ては「当該年度の交付された額を控除した額」と、平成二十七年に於ては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十六年震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成二十六年震災復興特別交付税額

総額から附則第十一条に規定する平成二十五年震災復興特別交付税額を、平成二十六年に於ては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された平成二十五年震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(平成二十五年及び平成二十六年における交付時期ごとに交付すべき額の特例)

第十四条 平成二十五年及び平成二十六年における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十五年に於ては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十五年震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平

成二十四年度震災復興特別交付税額のうち平成二十四年に於ては「当該年度の交付された額を控除した額」と、平成二十六年に於ては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十五年震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成二十五年震災復興特別交付税額

のうち平成二十六年において交付された額を控除した額」とする。
別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき 八、五二六、〇〇〇 円
	二 土木費		
2 河川費	1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき 一五二、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき 一、九二二、〇〇〇
		河川の延長	一キロメートルにつき 一六二、〇〇〇

のうち平成二十五年において交付された額を控除した額」とする。
別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき 八、二八四、〇〇〇 円
	二 土木費		
2 河川費	1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき 一五九、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき 一、九八二、〇〇〇
		河川の延長	一キロメートルにつき 一六九、〇〇〇

4 特別支援 学校費		5 その他の 教育費		四 厚生労働費		2 社会福祉 費		3 衛生費		4 高齢者保 健福祉費	
教職員数	学級数	人口	人口	人口	町村部人口	人口	人口	人口	人口	上人口	
一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	
六、一二六、〇〇〇	二、一三三、〇〇〇	一、七〇〇	二二〇、〇〇〇	二七六、一〇〇	九、一四〇	一一、八〇〇	一四、六〇〇	五二、〇〇〇			

4 特別支援 学校費		5 その他の 教育費		四 厚生労働費		2 社会福祉 費		3 衛生費		4 高齢者保 健福祉費	
教職員数	学級数	人口	人口	人口	町村部人口	人口	人口	人口	人口	上人口	
一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	
六、〇二七、〇〇〇	二、二四四、〇〇〇	一、七六〇	二二四、〇〇〇	二七一、〇〇〇	八、九八〇	一一、三〇〇	一四、四〇〇	五〇、一〇〇			

3 地域振興		2 恩給費		1 徴税費		六 総務費		4 商工行政費		3 水産行政費		2 林野行政費		五 産業経済費		1 農業行政費		5 労働費	
人口	者数	恩給受給権	世帯数	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	水産業者数	面積	公有林野の面積	公有以外の林野の面積	農家数	農家数	人口	上人口	七十五歳以上人口	
一人につき	一人につき	一人につき	一世帯につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	
六二八		一、一三四、〇〇〇	六、一七〇					二、〇九〇		三、一三〇、〇〇〇		一五、四〇〇		四、八四〇	一、二二、〇〇〇	四八二		一〇一、〇〇〇	

3 地域振興		2 恩給費		1 徴税費		六 総務費		4 商工行政費		3 水産行政費		2 林野行政費		五 産業経済費		1 農業行政費		5 労働費	
人口	者数	恩給受給権	世帯数	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	水産業者数	面積	公有林野の面積	公有以外の林野の面積	農家数	農家数	人口	上人口	七十五歳以上人口	
一人につき	一人につき	一人につき	一世帯につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	
七六八		一、一三一、〇〇〇	六、二二〇					二、二五〇		三、一七、〇〇〇		一五、八〇〇		四、八八〇	一、二六、〇〇〇	五一二		九五、五〇〇	

九 地方税減収 補填償還費										
平成十一年 度から平成 十四年度ま で及び平成 十六年度か ら平成二十 五年度まで の各年度に おいて国の 補正予算等 に係る事業 費の財源に 充てるため 発行につい て同意又は 許可を得た 地方債の額	地方税の減 収補填のた つき	平成五年 度から平成 二十五年度 までの各年 度								
										五五
										二四

九 地方税減収 補填償還費										
平成十一年 度から平成 十四年度ま で及び平成 十六年度か ら平成二十 四年度まで の各年度に おいて国の 補正予算等 に係る事業 費の財源に 充てるため 発行につい て同意又は 許可を得た 地方債の額	地方税の減 収補填のた つき	平成四年 度から平成 二十四年度 までの各年 度								
										五六
										二四

		十二 財源対策 債償還費	十三 減税補填 債償還費
許可された 地方債の額	平成六年度 千円に	から平成二 十五年 度までの各 年度の財源 対策のため 当該各年度 において発 行について 同意又は許 可を得た地 方債の額	個人の道府 県民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年 度から平成 十
	五		六

		十二 財源対策 債償還費	十三 減税補填 債償還費
許可された 地方債の額	平成六年度 千円に	から平成二 十四年 度までの各 年度の財源 対策のため 当該各年度 において発 行について 同意又は許 可を得た地 方債の額	個人の道府 県民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年 度から平成 十
	五		六

成 十 三 年 度	十五 臨時財政 対策債償還費 策のため平 つき	臨時財政対 千円に	額	た 地方債の	こととされ	とができる	に起こすこ	において特別	成 九 年 度 に	十四 臨時税収 補填債償還費 填のため平 つき	臨時税収補 千円に	額	た 地方債の	こととされ	とができる	に起こすこ	において特別	該 各 年 度 に	する ため 当	減 収 を 補 填	の 各 年 度 の	八 年 度 ま で	
																							六 五

成 十 三 年 度	十五 臨時財政 対策債償還費 策のため平 つき	臨時財政対 千円に	額	た 地方債の	こととされ	とができる	に起こすこ	において特別	成 九 年 度 に	十四 臨時税収 補填債償還費 填のため平 つき	臨時税収補 千円に	額	た 地方債の	こととされ	とができる	に起こすこ	において特別	該 各 年 度 に	する ため 当	減 収 を 補 填	の 各 年 度 の	八 年 度 ま で	
																							六 六

償還費	震災全国緊急 防災施策等債	平成二十三 年度から平 成二十五 年度までの各 年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可 を得た地方	の額	れた地方債	ることができ ることとさ	別に起こす	において特	での各年度	十五年度ま	から平成二	十六 東日本大	千円に	一〇三
											震災全国緊急 防災施策等債	平成二十三 年度から平 成二十五 年度までの各 年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可 を得た地方	の額

償還費	震災全国緊急 防災施策債	平成二十三 年度及び平 成二十四 年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可 を得た地方	の額	れた地方債	ることができ ることとさ	別に起こす	において特	での各年度	十四年度ま	から平成二	十六 東日本大	千円に	五
											震災全国緊急 防災施策債	平成二十三 年度及び平 成二十四 年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可 を得た地方	の額

市町村		債の額
一 消防費	人口	
一人につき	一一、二〇〇	円
二 土木費		
1 道路橋り	道路の面積	
千平方メートル	七七、五〇〇	
1 道路橋り	道路の延長	
キロメートル	一八九、〇〇〇	
2 港湾費	港湾における係留施設の延長	
メートル	二六、三〇〇	
2 港湾費	港湾における外郭施設の延長	
メートル	六、〇六〇	
2 港湾費	漁港における係留施設の延長	
メートル	一一、〇〇〇	
2 港湾費	の延長	
メートル		

市町村		債の額
一 消防費	人口	
一人につき	一〇、八〇〇	円
二 土木費		
1 道路橋り	道路の面積	
千平方メートル	七九、一〇〇	
1 道路橋り	道路の延長	
キロメートル	二〇四、〇〇〇	
2 港湾費	港湾における係留施設の延長	
メートル	二六、二〇〇	
2 港湾費	港湾における外郭施設の延長	
メートル	六、〇九〇	
2 港湾費	漁港における係留施設の延長	
メートル	一一、〇〇〇	
2 港湾費	の延長	
メートル		

4 高等学校費		3 高等学校		2 中学校費	
費	生徒数	教職員数	学校数	生徒数	生徒数
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
六、八〇五、〇〇〇	七五、一〇〇	六、八〇五、〇〇〇	九、二二七、〇〇〇	四二、〇〇〇	四二、〇〇〇
4 その他の教育費		3 保健衛生費		2 社会福祉費	
人口	幼稚園の幼児数	人口	人口	人口	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
四、九一〇	三五二、〇〇〇	七、五八〇	二〇、五〇〇	九、三〇〇	二〇、五〇〇
4 高齢者保健福祉費		3 生活保護費		2 厚生費	
上人口	市部人口	市部人口	市部人口	市部人口	市部人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
六九、三〇〇	九、三〇〇	九、三〇〇	九、三〇〇	九、三〇〇	九、三〇〇

4 高等学校費		3 高等学校		2 中学校費	
費	生徒数	教職員数	学校数	生徒数	生徒数
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
六、七〇一、〇〇〇	八〇、八〇〇	六、七〇一、〇〇〇	九、八八七、〇〇〇	四一、九〇〇	四一、九〇〇
4 その他の教育費		3 保健衛生費		2 社会福祉費	
人口	幼稚園の幼児数	人口	人口	人口	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
五、〇五〇	三三九、〇〇〇	七、六六〇	二〇、三〇〇	九、一三〇	二〇、三〇〇
4 高齢者保健福祉費		3 生活保護費		2 厚生費	
上人口	市部人口	市部人口	市部人口	市部人口	市部人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
六八、〇〇〇	九、一三〇	九、一三〇	九、一三〇	九、一三〇	九、一三〇

3 地域振興費		2 戸籍住民基本台帳費		1 徴税費		六 総務費		3 商工行政費		2 林野水産行政費		五 産業経済費		1 農業行政費		5 清掃費		七十五歳以上人口	
面積	人口	世帯数	戸籍数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	人口	人口	産業者数	林業及び水産の従業者数	農家数	農家数	人口	人口	上人口	上人口	七十五歳以上人口	
一平方キロメ	一人につき	一世帯につき	一籍につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一戸につき	一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	
一、〇九〇、〇〇〇	一、八九〇	二、二〇〇	一、三〇〇	四、六五〇				一、三三〇			二、五四、〇〇〇	八〇、四〇〇		五、〇四〇				八八、三〇〇	

3 地域振興費		2 戸籍住民基本台帳費		1 徴税費		六 総務費		3 商工行政費		2 林野水産行政費		五 産業経済費		1 農業行政費		5 清掃費		七十五歳以上人口	
面積	人口	世帯数	戸籍数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	人口	人口	産業者数	林業及び水産の従業者数	農家数	農家数	人口	人口	上人口	上人口	七十五歳以上人口	
一平方キロメ	一人につき	一世帯につき	一籍につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一戸につき	一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	
一、二二一、〇〇〇	二、二七〇	二、二九〇	一、四八〇	四、九九〇				一、四五〇			二、七〇、〇〇〇	八三、〇〇〇		五、〇四〇				八五、一〇〇	

九 補正予算債 償還費		八 辺地対策事 業債償還費						七 災害復旧費					
成 十 年 度 ま	昭 和 五 十 八 年 度 か ら 平 つ き	昭 和 五 十 八 年 度 か ら 平 つ き	還 金	係 る 元 利 償	た 地 方 債 に	は 許 可 を 得	い て 同 意 又	め 発 行 に つ	に 充 て る た	業 費 の 財 源	災 害 復 旧 事	千 円 に	一 ト ル に つ き
												九 五 〇	
												八 〇 〇	

九 補正予算債 償還費		八 辺地対策事 業債償還費						七 災害復旧費					
成 十 年 度 ま	昭 和 五 十 七 年 度 か ら 平 つ き	昭 和 五 十 七 年 度 か ら 平 つ き	還 金	係 る 元 利 償	た 地 方 債 に	は 許 可 を 得	い て 同 意 又	め 発 行 に つ	に 充 て る た	業 費 の 財 源	災 害 復 旧 事	千 円 に	一 ト ル に つ き
												九 五 〇	
												八 〇 〇	

での各年度	において国	の補正予算	等に係る事	業費の財源	に充てられた	め発行を許	可された地	方債に係る	元利償還金	平成十一年	度から平成	十四年度ま	で及び平成	十六年度か	ら平成二十	五年度まで	の各年度に	において国	補正予算等	に係る事業	費の財源に	充てられた
										千円に	つき											

五五

での各年度	において国	の補正予算	等に係る事	業費の財源	に充てられた	め発行を許	可された地	方債に係る	元利償還金	平成十一年	度から平成	十四年度ま	で及び平成	十六年度か	ら平成二十	四年度まで	の各年度に	において国	補正予算等	に係る事業	費の財源に	充てられた
										千円に	つき											

五五

十一 地域財政 特例対策債償 還費		十 地方税減収 補填債償還費	
発行を許可 いて特別に 五年度にお 平成	め	地域財政特 例対策のた つき	地方債の額 地方税の減 収補填のた つき
		千円に	千円に
		三六	二四

十一 地域財政 特例対策債償 還費		十 地方税減収 補填債償還費	
発行を許可 いて特別に 五年度にお 平成 度及び平成	め平成四年	地域財政特 例対策のた つき	地方債の額 地方税の減 収補填のた つき
		千円に	千円に
		三六	二四

十二 臨時財政 特例債償還費		十三 財源対策 債償還費		された地方 債の額
例対策のた つき	め平成五年 度から平成 十二年度ま での各年度 において特 別に発行を 許可された 地方債の額	から平成二 十五年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債	平成六年度 千円に つき	三三
				五三

十二 臨時財政 特例債償還費		十三 財源対策 債償還費		された地方 債の額
例対策のた つき	め平成四年 度から平成 十二年度ま での各年度 において特 別に発行を 許可された 地方債の額	から平成二 十四年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債	平成六年度 千円に つき	三四
				五四

償還費	震災全国緊急 防災施策等債	十七 東日本大 平成二十三 年度から平 成二十五 年度までの各	の額	れた地方債	ることとさ	ことができ	別に起こす	において特	での各年度	十五年度ま	から平成二	成十三年度	策のため平	つき	十六 臨時財政 対策債償還費	臨時財政対	千円に	成九年度に	において特別	起こすこ	とができる	こととされ	た地方債の	額	六	五

還費	震災全国緊急 防災施策債償	十七 東日本大 平成二十三 年度及び平 成二十四 年度までの各	の額	れた地方債	ることとさ	ことができ	別に起こす	において特	での各年度	十四年度ま	から平成二	成十三年度	策のため平	つき	十六 臨時財政 対策債償還費	臨時財政対	千円に	成九年度に	において特別	起こすこ	とができる	こととされ	た地方債の	額	六	六

別表第二(第十二条第五項関係)

市町村	道府県	種 類	地 方 の 団 体 の 種 類	測 定 単 位	単 位 費 用
人口	面積	人口	一人につき	一平方キロメートルにつき	一〇、八六〇円
一人につき					一九、九八〇円

年度におい	て東日本大	震災全国緊	急防災施策	等に要する	費用に充て	るため発行	について同	意又は許可	を得た地方	債の額
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----

別表第二(第十二条第五項関係)

市町村	道府県	種 類	地 方 の 団 体 の 種 類	測 定 単 位	単 位 費 用
人口	面積	人口	一人につき	一平方キロメートルにつき	一一、六二〇円
一人につき					二一、三二〇円

年度におい	て東日本大	震災全国緊	急防災施策	等に要する	費用に充て	るため発行	について同	意又は許可	を得た地方	債の額
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----

	面積	
つき	一平方キロメートルに	二、四八九、〇〇〇
	面積	
つき	一平方キロメートルに	二、五八五、〇〇〇

改正案	現行
<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合の額並びに地方法人税の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいう。</p> <p>二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。</p> <p>三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十一条の規定により算定した額をいう。</p> <p>四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。</p> <p>五 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう。</p> <p>六 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合の額 <u>で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいう。</u></p> <p>二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。</p> <p>三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十一条の規定により算定した額をいう。</p> <p>四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。</p> <p>五 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう。</p> <p>六 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、</p>

使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当りの費用（当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定の適用があるものについては、当該規定を適用した後の測定単位の単位当りの費用）で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乗すべきものをいう。

(交付税の総額)

第六条 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十二・三、たばこ税の収入額の百分の二十五並びに地方法人税の収入額をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十二・三、たばこ税の収入見込額の百分の二十五並びに地方法人税の収入見込額に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

附則

(平成二十六年分交付税の総額の特例)

第四条 平成二十六年分限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に九千億円を加算した額から第六号から第八号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災

使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当りの費用（当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定の適用があるものについては、当該規定を適用した後の測定単位の単位当りの費用）で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乗すべきものをいう。

(交付税の総額)

第六条 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十二・三並びにたばこ税の収入額の百分の二十五をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十二・三並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

附則

(平成二十六年分交付税の総額の特例)

第四条 平成二十六年分限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第六号までに掲げる額の合算額に九千億円を加算した額から第七号から第九号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災

に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号。附則第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千七百二十三億三千二百二十一万五千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

（削除）

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号

）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）

附則第四条の二第二項の規定において平成二十六年年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 五千百十二億円

三 旧法附則第四条の二第二項の規定において平成二十七年年度分の交付税の総額及び平成二十八年度分の交付税の総額に加算することとされていた額のうち千五百三十六億円

四 平成二十六年年度における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 二兆六千四百三十八億三千七百七十五万円

五 平成二十六年年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成二十五年年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十六年年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二

）に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号。附則第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千七百二十三億三千二百二十一万五千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 平成二十六年年度の地方法人税の収入見込額として交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入予算に計上された金額に相当する額

三 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号

）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）

附則第四条の二第二項の規定において平成二十六年年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 五千百十二億円

四 旧法附則第四条の二第二項の規定において平成二十七年年度分の交付税の総額及び平成二十八年度分の交付税の総額に加算することとされていた額のうち千五百三十六億円

五 平成二十六年年度における交付税の総額を確保するため前各号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 二兆六千四百三十八億三千七百七十五万円

六 平成二十六年年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十五年年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円

八 平成二十六年年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二

2

略 円

十三号)第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千七百二十九億円
八)旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十六年分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万

2

略 円

十三号)第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千七百二十九億円
九)旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十六年分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万

改正案

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、平成二十六年**度**から平成六十一年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十六年**度**にあつては三十三兆千七百七十二億九千五百四十万八千円を、平成二十七年**度**から平成三十三年度までの各年度にあつては三十三兆千七百七十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に应ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度にあつては二十八兆九千七百七十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
平成二十七年 度	三千億円
平成二十八年 度	四千億円
平成二十九年 度	五千億円

現 行

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、平成二十五年度から平成六十一年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年度にあつては三十三兆千七百七十二億九千五百四十万八千円を、平成二十六年**度**から平成三十三年度までの各年度にあつては三十三兆千七百七十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に应ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度にあつては二十八兆九千七百七十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
平成二十六年 度	二千億円
平成二十七年 度	三千億円
平成二十八年 度	四千億円
平成二十九年 度	五千億円

平成三十年度	六千億円
平成三十一年度	七千億円
平成三十二年	八千億円
平成三十三年	九千億円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計) における一時借入金の利子の繰入れの特例

第五条 平成二十六年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計) における一般会計からの繰入金の特例

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十六年

年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第三号から第五号までに掲げる額の合算額を加算した額に八千億円を加算した額から同項第九号に掲げる額を減額した額とし、

平成二十七年

年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年

年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同条の規定により算

平成三十年	六千億円
平成三十一年	七千億円
平成三十二年	八千億円
平成三十三年	九千億円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税及び譲与税配付金勘定) における一時借入金の利子の繰入れの特例

第五条 平成二十五年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(交付税特別会計) における一般会計からの繰入金の特例

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十五

年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額に一兆四百億

円を加算した額から同項第八号に掲げる額を減額した額とし、平成二十六

年度及び平成二十七年

年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成二

十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同条の規定により算

定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十一年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十二年度にあつては同条の規定により算定した額から第四号に掲げる額を減額した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十七年 度	三千九百二十六億円
平成二十八 年度	三千四百三十六億円
平成二十九 年度	三千八百七億円
平成三十年 度	三千三百六十七億円
平成三十一年 度	二千九百六十一億円
平成三十二年 度	二千五百三十三億円
平成三十三年 度	二千九十億円
平成三十四年 度	千六百五十三億円
平成三十五年 度	千二百十四億円
平成三十六年 度	八百三十一億円
平成三十七年 度	五百二十一億円
平成三十八年 度	二百八十億円
平成三十九年 度	百二十八億円

定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度及び平成四十年 度 にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十一年度及び平成四十二年度にあつては同条の規定により算定した額から第四号に掲げる額を減額した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十六 年度	五千百十二億円
平成二十七 年度	四千六百九十四億円
平成二十八 年度	四千二百四億円
平成二十九 年度	三千八百七億円
平成三十年 度	三千三百六十七億円
平成三十一年 度	二千九百六十一億円
平成三十二年 度	二千五百二十九億円
平成三十三年 度	二千八十六億円
平成三十四年 度	千六百四十八億円
平成三十五年 度	千二百九億円
平成三十六年 度	八百二十五億円
平成三十七年 度	五百十五億円
平成三十八年 度	二百七十三億円
平成三十九年 度	百二十一億円

平成四十年 度	三十五億 円
平成四十一年 度	八億 円

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成二十七年
度分の交付税の総額から減額する金額 八百二十
七億三千六百五十万円

三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成二十八
年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八
百一十一億千九百万円

四 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成三十九
年度から平成四十二年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百
八十三億八千二百五十万円

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措
置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第一項に規定する地方
特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入
れるものとする。

2 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、
当該年度における道路交通法第二百二十八条第一項（同法第三百十条の二第
三項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同
法第二百九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項
の規定による仮納付に係るものを含む。以下この項及び次条第一項におい
て「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額と
して当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。）に

平成四十 年度	二十六億 円
------------	-----------

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成二十六
年度及び平成二十七年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 八百二十
七億三千六百五十万円

三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成二十八
年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八
百一十一億千九百万円

四 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成三十九
年度から平成四十二年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百
八十三億八千二百五十万円

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措
置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第一項に規定する地方
特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入
れるものとする。

2 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、
当該年度における道路交通法第二百二十八条第一項（同法第三百十条の二第
三項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同
法第二百九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項
の規定による仮納付に係るものを含む。以下この項及び次条第一項におい
て「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額と
して当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。）に

、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、まだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(削除)

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

第十一条 第二十三条の規定によるほか、附則第四条第一項の規定による借入金又は同条第三項、附則第五条若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金はそれぞれその借入れをした年度又はその繰入れをした年度における交付税特別会計の歳入とし、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金、道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金、過誤納に係る反則金等の返還金又は附則第四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子はその支出をした年度における交付税特別会計の歳出と

、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、まだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

3 平成二十五年度的においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融资特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

第十一条 第二十三条の規定によるほか、附則第四条第一項の規定による借入金又は同条第三項、附則第五条若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金はそれぞれその借入れをした年度又はその繰入れをした年度における交付税特別会計の歳入とし、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金、道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金、過誤納に係る反則金等の返還金又は附則第四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子はその支出をした年度における交付税特別会計の歳出と

する。

2 当分の間、第二十三条の規定によるほか、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の収入は交付税特別会計の歳入とし、同法による地方法人特別譲与税の譲与金は交付税特別会計の歳出とする。

（削除）

（削除）

する。

2 当分の間、第二十三条の規定によるほか、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の収入は交付税特別会計の歳入とし、同法による地方法人特別譲与税の譲与金は交付税特別会計の歳出とする。

3 第二十三条の規定によるほか、前条第三項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられた繰入金は、同勘定の歳入とする。

（財政投融資特別会計の投資勘定の歳出の特例）

第十二条の三 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定への繰入金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

改正案	現行
<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第二十三条 交付税特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 地方法人税の収入</p> <p>ロ 一般会計からの繰入金</p> <p>ハ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金</p> <p>ニ 地方揮発油税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税及び特別とん税の収入</p> <p>ホ 一時借入金の借換えによる収入金</p> <p>ヘ 附属雑収入</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 地方交付税交付金（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）による地方交付税の交付金をいう。）及び地方譲与税譲与金（地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）による地方揮発油譲与税の譲与金、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）による石油ガス譲与税の譲与金、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）による自動車重量譲与税の譲与金、航空機燃料譲与税法（</p>	<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第二十三条 交付税特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 一般会計からの繰入金</p> <p>ロ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金</p> <p>ハ 地方揮発油税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税及び特別とん税の収入</p> <p>ホ 一時借入金の借換えによる収入金</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 地方交付税交付金（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）による地方交付税の交付金をいう。）及び地方譲与税譲与金（地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）による地方揮発油譲与税の譲与金、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）による石油ガス譲与税の譲与金、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）による自動車重量譲与税の譲与金、航空機燃料譲与税法（</p>

昭和四十七年法律第十三号)による航空機燃料譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)による特別とん譲与税の譲与金をいう。)並びにこれらに関する諸費

ロ 一時借入金の子

ハ 借り換えた一時借入金償還金及び利子

ニ 附属諸費

附則

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十六年年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額に八千億圓を加算した額から同項第八号に掲げる額を減額した額とし、平成二十七年年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十一年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十二年度にあつては同条の規定により算定した額から第四号に掲げる額を減額した額とする。

一〇四略

昭和四十七年法律第十三号)による航空機燃料譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)による特別とん譲与税の譲与金をいう。)並びにこれらに関する諸費

ロ 一時借入金の子

ハ 借り換えた一時借入金償還金及び利子

ニ 附属諸費

附則

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十六年年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第三号から第五号までに掲げる額の合算額を加算した額に八千億圓を加算した額から同項第九号に掲げる額を減額した額とし、平成二十七年年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十一年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十二年度にあつては同条の規定により算定した額から第四号に掲げる額を減額した額とする。

一〇四略

改正案

現行

（地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入）

第十一条の二 第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共

団体が負担すべき部分（第十条第十二号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては後期高齢者医療の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を、同条第十三号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては介護保険の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を除く。）は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。ただし、第十条第十六号に掲げる経費（国民健康保険に関する特別会計への繰入れに要する経費のうち所得の少ない者について行う保険料又は国民健康保険税の減額に係るもの並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費のうち都道府県の負担に係るものを除く。）、第十条の二第四号に掲げる経費及び第十条の三第六号に掲げる経費については、この限りでない。

附則

（平成二十六年から平成二十八年度までの間における地方債の特例等）

第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成二十六年から平成二十八年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正

（地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入）

第十一条の二 第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共

団体が負担すべき部分（第十条第十二号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては後期高齢者医療の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を、同条第十三号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては介護保険の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を除く。）は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。ただし、第十条第十六号に掲げる経費（国民健康保険に関する特別会計への繰入れに要する経費のうち所得の少ない者について行う保険料又は国民健康保険税の減額に係るもの並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費のうち都道府県の負担に係るものを除く。）、第十条の二第四号に掲げる経費及び第十条の三第五号に掲げる経費については、この限りでない。

附則

（平成二十三年から平成二十五年までの間における地方債の特例等）

第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成二十三年から平成二十五年までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正

な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の三第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

2 前項の規定により地方公共団体が起すことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(公営企業の廃止等に係る地方債の特例)

第三十三条の五の七 地方公共団体（道府県、市町村及び特別区に限る。

以下この条において同じ。）は、平成二十一年度から平成二十五年度まで

(総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる行為を行うことその他の総務省令で定める事項を定めた計画を平成二十六年五月三十一日まで

に総務大臣に提出して、その承認を受けた地方公共団体にあつては、平成二十一年度から平成二十八年度まで)の間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

一 当該地方公共団体が経営する公営企業（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する公営企業に限る。次号において同じ。）の廃止 当該廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要がある経費として総務省令で定める経費

二 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が経営する公営企業

な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の三第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

2 前項の規定により地方公共団体が起すことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(公営企業の廃止等に係る地方債の特例)

第三十三条の五の七 地方公共団体（道府県、市町村及び特別区に限る。

以下この条において同じ。）は、平成二十一年度から平成二十五年度まで

の間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

一 当該地方公共団体が経営する公営企業（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する公営企業に限る。次号において同じ。）の廃止 当該廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要がある経費として総務省令で定める経費

二 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が経営する公営企業

の廃止 当該廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合に
対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する
経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定め
るもの

三 当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した
地方道路公社又は土地開発公社（以下この号及び次号において「公社」
という。）の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止 当該地方公共
団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行って
いる当該公社の借入金の償還に要する経費のうち、当該解散又は廃止を行
うために当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとし
て総務省令で定めるもの及び当該解散又は廃止を行うために当該地方公
共団体が当該公社に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令
で定めるものに係る債務を免除する必要がある場合において当該債務を
免除するため必要となる経費

四 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行っている法人（
公社及び地方独立行政法人を除く。以下この号において同じ。）及び当
該地方公共団体が貸付金の貸付けを行っている法人の解散（破産手続そ
の他の総務省令で定める手続によりこれらの法人が清算をする場合に限
る。以下この号において同じ。）又はこれらの法人の事業の再生（再生
手続その他の総務省令で定める手続によるものに限る。以下この号にお
いて同じ。） 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つ
ている法人の借入金について当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公
共団体と当該法人の債権者との損失補償に係る契約に基づき負担する必

の廃止 当該廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合に
対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する
経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定め
るもの

三 当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した
地方道路公社又は土地開発公社（以下この号及び次号において「公社」
という。）の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止 当該地方公共
団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行って
いる当該公社の借入金の償還に要する経費のうち、当該解散又は廃止を行
うために当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとし
て総務省令で定めるもの及び当該解散又は廃止を行うために当該地方公
共団体が当該公社に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令
で定めるものに係る債務を免除する必要がある場合において当該債務を
免除するため必要となる経費

四 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行っている法人（
公社及び地方独立行政法人を除く。以下この号において同じ。）及び当
該地方公共団体が貸付金の貸付けを行っている法人の解散（破産手続そ
の他の総務省令で定める手続によりこれらの法人が清算をする場合に限
る。以下この号において同じ。）又はこれらの法人の事業の再生（再生
手続その他の総務省令で定める手続によるものに限る。以下この号にお
いて同じ。） 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つ
ている法人の借入金について当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公
共団体と当該法人の債権者との損失補償に係る契約に基づき負担する必

要がある損失補償に要する経費及び当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行つて法人に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものが償還されないこととなつたため必要となる経費

2 地方公共団体は、前項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

3 地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

4 第二項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果、第五条の三第四項第一号に規定する実質公債費比率及び同項第四号に規定する将来負担比率の将来の見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを第二項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

5 第五条の三第八項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

6 総務大臣は、第二項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意

要がある損失補償に要する経費及び当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行つて法人に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものが償還されないこととなつたため必要となる経費

2 地方公共団体は、前項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

3 地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

4 第二項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果、第五条の三第四項第一号に規定する実質公債費比率及び同項第四号に規定する将来負担比率の将来の見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを第二項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

5 第五条の三第八項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

6 総務大臣は、第二項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意

見を聴かなければならない。

7 第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第三十三条の五の八 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことが出来る。

（退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例）

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年度から平成二十七年までの間（次項）において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充てるための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起す地方債を含む。）を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする地方公共団体は、当該年度以後特例期間内

見を聴かなければならない。

7 第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例）

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年度から平成二十七年までの間（次項及び次条第一項において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充てるための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起す地方債を含む。）を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする地方公共団体は、当該年度以後特例期間内

における各年度に支給すべき退職手当の合計額の見込額、職員の数の現況及び将来の見通し、給与の適正化に関する事項その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを同項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

3 第五条の三第八項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方債の許可の基準等の特例）

第三十三条の八の二 平成二十六年及び平成二十七年における第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項又は第三十三条の八第一項」と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。

2 平成二十八年度

における第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで若しくは第三十三

における各年度に支給すべき退職手当の合計額の見込額、職員の数の現況及び将来の見通し、給与の適正化に関する事項その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを同項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

3 第五条の三第八項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方債の許可の基準等の特例）

第三十三条の八の二 特例期間 における第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の八第一項」と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。

2

前項の規定にかかわらず、平成二十一年度から平成二十五年度までの間における第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五

条の五の七第二項 若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで又は第三十三条の五の七第二項」と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで並びに第三十三条の五の七第二項」とする。

の七第二項若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項又は第三十三条の八第一項」と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十三年度分の地方交付税から適用し、平成二十二年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。</p> <p>2 平成二十三年度から平成二十七年までの各年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは「百分の九十四」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。</p> <p>3 平成二十八年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは「百分の九十五」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の五」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「五分の二」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十三年度分の地方交付税から適用し、平成二十二年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。</p> <p>2 平成二十三年度から平成二十五年までの各年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは「百分の九十四」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。</p> <p>3 平成二十六年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは「百分の九十五」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の五」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「五分の二」とする。</p>

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）	
法律	事務	法律	事務
略		略	
地方財政法（昭和二十三年法律第九号）	（一）都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）、同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第八項の規定により処理することとされている事務（同項に規定する同意に係るものに限る。）、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）	（一）都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）、同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第八項の規定により処理することとされている事務（同項に規定する同意に係るものに限る。）、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務
	二 第三十三条の五の七第二項の規定により、平成二十一年度から平成二十八年までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）		二 第三十三条の五の七第二項の規定により、平成二十一年度から平成二十五年までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）

略	<p>三 第三十三条の七第四項の規定により、平成十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）</p> <p>四 第三十三条の八第一項の規定により、平成十八年度から平成二十七年までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）</p>
略	<p>三 第三十三条の七第四項の規定により、平成十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）</p> <p>四 第三十三条の八第一項の規定により、平成十八年度から平成二十七年までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）</p>

経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）の一部改正（附則第八条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案

附則

- 1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。
- 2 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

（外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等）

第十二条の三 外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号。以下この条において「加盟措置法」という。）第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下この項において同じ。）は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。

2 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。

現行

附則

- 1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。
- 2 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の三の次に次の一条を加える。

（外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等）

第十二条の四 外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号。以下この条において「加盟措置法」という。）第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下この項において同じ。）は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。

2 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。

3 外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

4 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもって表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

3 外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

4 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもって表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

改正案	現行
<p>附則 （業務の特例）</p> <p>第七条 機構は、第二十八条に規定する業務のほか、当分の間、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付けに係る業務を行うことができる。</p> <p>2 機構が前項に規定する業務を行う場合には、当該業務を第二十八条に規定する業務とみなして、第五十四条第四号の規定を適用する。</p> <p>3 平成二十六年及び平成二十七年 における第五章の規定の適用については、第二十八条第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項」とする。</p> <p>4 平成二十八年度 における第五章の規定の適用については、第二十八条第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで若しくは第三十三条の五の七第二項」とする。</p>	<p>附則 （業務の特例）</p> <p>第七条 機構は、第二十八条に規定する業務のほか、当分の間、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付けに係る業務を行うことができる。</p> <p>2 機構が前項に規定する業務を行う場合には、当該業務を第二十八条に規定する業務とみなして、第五十四条第四号の規定を適用する。</p> <p>3 平成二十一年度から平成二十五年までの間における第五章の規定の適用については、第二十八条第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項」とする。</p> <p>4 平成二十六年及び平成二十七年 における第五章の規定の適用については、第二十八条第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項」とする。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（地方債の起債の許可の特例）</p> <p>第七条 平成二十六年及び平成二十七年</p> <p>項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。</p> <p>2 平成二十八年</p> <p>用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の五の七第二項」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（地方債の起債の許可の特例）</p> <p>第七条 平成二十一年度から平成二十五年度までの間における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。</p> <p>2 平成二十六年及び平成二十七年</p> <p>用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。</p>